**様式２**

|  |
| --- |
| **現場代理人／現場責任者の兼務届**嵐山町長　あて |
| 工事（委託）名 |  |
| 工事（委託）箇所 |  |
| 現場代理人（現場責任者） | 氏　名 |  |
| 資　格 |  |
| 現 場 代 理 人（現場責任者）の　連　絡　先 | （緊急時連絡先） |
| （上記以外の連絡先） |
| 上記（工事／委託）の（現場代理人／現場責任者）は、下記（工事／委託）の（現場代理人／現場責任者／主任技術者[専任・非専任]）と兼務します。また、発注者が求めた場合には、現場に速やかに向かう等の対応を行います。なお、既発注工事の発注者には内諾を得ています。　　年　　月　　日受注者　住所会社名代表者名 |
| 兼務工事（委託）の概要 | １ | 工事（委託）名 |  |
| 工事（委託）箇所 |  |
| 発注機関名 |  |
| 連絡先 |  |
| 兼務工事（委託） の概要 | ２ | 工事（委託）名 |  |
| 工事（委託）箇所 |  |
| 発注機関名 |  |
| 連絡先 |  |

注）

(1)本届出書の提出の際に、現場代理人（現場責任者）の工事（委託）について、兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告文、契約書の写しまたは現場代理人/現場責任者の常駐規定緩和に係る照会兼回答書、主任技術者の専任緩和に係る照会兼回答書など）を添付すること。

(2)兼任できる工事は、国又は地方公共団体が発注する請負金額が3,500万円未満の工事で、工事現場が、嵐山町内及び東松山県土整備事務所管内である工事、又は、「嵐山町建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」で定める兼務を行うことできる工事現場の相互の間隔（10キロメートル）以内である工事とする。

(3)兼任できる件数は、２件以内とする。ただし、嵐山町内に本店又は契約締結権限を有する支店等を有するものが受注した請負金額3,500万円未満の工事で、嵐山町が発注する工事のみを兼任するときは、３件以内とする。

(4)新たに配置する工事等の発注者及び既に配置している工事等の発注者に、兼任することについて内諾を得ること。

(5)本届出書を提出し発注者が確認をした後に、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出すること。

【発注者チェック欄】

1. □　発注者との連絡体制が確保されている
2. □　工事現場における運営、取締り、権限の行使に支障を生じさせない
3. □　新たに配置する工事等の発注者及び配置している工事等の発注者に兼任をすることの内

　　諾を得ている